閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条　閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～二　略］ 二の二　カバー付ヘッド　ヘッドにカバーを取り付けたものをいう。 ［三・四　略］ 五　標示温度　ヘッドが作動する温度又はカバーが離脱する温度としてあらかじめ当該ヘッド又はカバーに表示された温度をいう。 ［六～十　略］ （ヘッドの構造） **第三条**　［略］ （カバーの構造） **第三条の二**　カバーの構造については、前条第一項第四号の規定を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 一　ヘッドが作動する前に確実に離脱し、かつ、離脱時にヘッドの機能に悪影響を及ぼさないこと。 二　ヘッドに確実に取り付けることができること。 2　作動状態を報知する機能を有するカバーに用いる部品は、次の各号に適合するものでなければならない。 一　配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。 二　カバーの離脱を報知する信号のための接点（以下「接点」という。）は、腐食するおそれがなく、かつ、その容量は、最大使用電流に耐えること。 三　接点の動作を容易に確認できる措置を講じること。 （材質） **第四条**　ヘッド及びカバーの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 ［一～三　略］ （強度試験） **第五条**　［略］ ［2・3　略］ 4　カバーは、第一項の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、機能に異常を生じないものでなければならない。	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～二　同上］ ［新設］ ［三・四　同上］ 五　標示温度　ヘッドが作動する温度としてあらかじめヘッドに表示された温度をいう。 ［六～十　同上］ （構造） **第三条**　［同上］ ［新設］ （材質） **第四条**　ヘッドの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 ［一～三　同上］ （強度試験） **第五条**　［同上］ ［2・3　同上］ ［新設］